

授業料に係る必要な手続きについて

本書類一式は、**授業料（＝高等学校等就学支援金）**に関するものです。

今回の手続きの対象は、

- ① 令和4年4月分～6月分を受給していない方
- ② 令和4年4月分～6月分を受給している方で、保護者全員のマイナンバーを提出していない方です。

次頁からの説明資料をご確認のうえ、必要書類を専用封筒に入れて担任に提出してください。
※申請書類は、「油性ボールペン」で記入してください。（消せるボールペンは不可です。）

●必要書類

区 分	書 類 名
①令和4年4月分～6月分を受給していない方	・受給資格認定申請書
	・保護者（親権者）全員分のマイナンバーを明らかにできる書類（ア・イ・ウのいずれかを提出） ア マイナンバー通知カードの写し（※記載事項に変更がない場合のみ使用可） イ マイナンバーカードの写し ウ マイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明書の写し
②令和4年4月分～6月分を受給している方で、保護者全員のマイナンバーを提出していない方	・収入状況届出書
	・保護者（親権者）全員分のマイナンバーを明らかにできる書類（ア・イ・ウのいずれかを提出） ア マイナンバー通知カードの写し（※記載事項に変更がない場合のみ使用可） イ マイナンバーカードの写し ウ マイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明書の写し

※ 生活保護受給者の方は、市町村民税課税標準額及び市町村民税調整控除額が確認できる課税証明書または生活保護受給証明書を提出してください。（マイナンバー関係書類の提出は不要です）

※ 収入状況届出書又は受給資格認定申請書を提出しない方は、辞退届をご提出ください。

※ 「受給資格認定申請書」「収入状況届出書」「辞退届」は、様式第1号(その1)の申請書内のチェックボックスにチェックを入れた個所によってそれぞれの申請書になります。

提出期限：令和4年7月15日（金）

必ずいずれかの書類をご提出ください。